

全市全郡コンテスト規約の一部改正(下線部分が改正箇所)

改正案						現 行					
1. 開催日時 (省 略)						1. 開催日時 (省 略)					
2. 参加資格 (省 略)						2. 参加資格 (省 略)					
3. 使用周波数帯 (省 略)						3. 使用周波数帯 (省 略)					
4. 参加部門及び種目						4. 参加部門及び種目					
部門	種 目	コードナンバー(注10)				部門	種 目	コードナンバー(注10)			
		最大電力[W]						最大電力[W]			
		免許範囲内	100	10(20)	5			免許範囲内	100	10(20)	5
電話 (注1, 4)	シングル オペ(注3)	オールバンド(14MHzを除く)			PA	電話 (注1, 4)	シングル オペ(注3)	オールバンド(14MHzを除く)			PA
		1. 9MHzバンド			P19			1. 9MHzバンド			P19
		3. 5MHzバンド			P35			3. 5MHzバンド			P35
		7MHzバンド			P7			7MHzバンド			P7
		21MHzバンド			P21			21MHzバンド			P21
		28MHzバンド			P28			28MHzバンド			P28
		50MHzバンド			P50			50MHzバンド			P50
		ニューカマー(注5, 9) (14MHzを除く)			PN			ニューカマー(注5, 9) (14MHzを除く)			PN
	マルチオペ(注11)	オールバンド(14MHzを除く)			PMA		マルチオペ(注11)	オールバンド(14MHzを除く)			PMA
電信	シングル オペ(注3)	オールバンド	CAH	CAM	CAP	電信	シングル オペ(注3)	オールバンド	CAH	CAM	CAP
		1. 9MHzバンド	C19H	C19M	C19P			1. 9MHzバンド	C19H	C19M	C19P
		3. 5MHzバンド	C35H	C35M	C35P			3. 5MHzバンド	C35H	C35M	C35P
		7MHzバンド	C7H	C7M	C7P			7MHzバンド	C7H	C7M	C7P
		14MHzバンド	C14H	C14M	C14P			14MHzバンド	C14H	C14M	C14P
		21MHzバンド	C21H	C21M	C21P			21MHzバンド	C21H	C21M	C21P
		28MHzバンド	C28H	C28M	C28P			28MHzバンド	C28H	C28M	C28P
		50MHzバンド	C50H	C50M	C50P			50MHzバンド	C50H	C50M	C50P
		144MHzバンド	C144					144MHzバンド	C144		
		430MHzバンド	C430					430MHzバンド	C430		
		1200MHzバンド	C1200					1200MHzバンド	C1200		
		2400MHzバンド	C2400					2400MHzバンド	C2400		
		5600MHzバンド	C5600					5600MHzバンド	C5600		
		10. 1GHzバンド以上 (注9)	C10G					10. 1GHzバンド以上 (注9)	C10G		
		シルバー (注6, 9)	CS					シルバー (注6, 9)	CS		
		マルチオペ (注11)	オールバンド	CMAH	CMAM				マルチオペ (注11)	オールバンド	CMAH
		2波(注7, 9)	<u>CM2H</u>	<u>CM2M</u>				2波(注7, 9)	<u>CM2</u>		
電信	シングル	オールバンド	XAH	XAM	XAP	電信	シングル	オールバンド	XAH	XAM	XAP

電話 (注2)	オペ (注3)	1. 9MHzバンド	X19H	X19M	X19P
		3. 5MHzバンド	X35H	X35M	X35P
		7MHzバンド	X7H	X7M	X7P
		14MHzバンド	X14H	X14M	X14P
		21MHzバンド	X21H	X21M	X21P
		28MHzバンド	X28H	X28M	X28P
		50MHzバンド	X50H	X50M	X50P
		144MHzバンド	X144		
		430MHzバンド	X430		
		1200MHzバンド	X1200		
		2400MHzバンド	X2400		
		5600MHzバンド	X5600		
		10. 1GHzバンド以上 (注9)	X10G		
		シルバー(注6, 9)	XS		
		SWL (注2, 9)	XSWL		
マルチオペ (注11)	オールバンド	XMAH	XMAM		
	2波 (注7, 9)	<u>XM2H</u>	<u>XM2M</u>		
	ジュニア (注2, 8, 9)	XMJ			

(注1)～(注11)(省略)

5. 交信方法

(1)呼び出し (例)

- ①電話の場合 CQ コンテスト (または CQ JA コンテスト)
- ②電信の場合 CQ TEST (または CQ JA TEST)

(2)コンテストナンバー交換

次のナンバーを交換する。

- ・ RST 符号による相手局のシグナルレポート
- ・ 自局の運用場所を示す別表の市、郡、区ナンバー
(例えば、区で運用する場合は市ナンバーではなく、区ナンバーとする)
- ・ その交信に使用した空中線電力を表すアルファベット 1 文字(注1)

(注1) 空中線電力別の記号 (アルファベット) は、次のとおり。

空中線電力 ()内は50MHzのとき	記号
100W超	H
10W(20W)を超え100W以下	M
5Wを超え10W(20W)以下	L
5W以下	P

[例1][例2] (省略)

6. 共通規約

- (1)クロスバンドおよび電信と電話間のクロスモードによる交信を禁止する。
- (2)コンテスト中の運用場所の変更を禁止する。ただし(3)の場合を除く。
- (3)コンテスト参加の目的で常置場所を離れ移動運用する局かつシングルオペに限り、運用開始時のマルチプレイヤー内の運用場所変更を認める。

電話 (注2)	オペ (注3)	1. 9MHzバンド	X19H	X19M	X19P
		3. 5MHzバンド	X35H	X35M	X35P
		7MHzバンド	X7H	X7M	X7P
		14MHzバンド	X14H	X14M	X14P
		21MHzバンド	X21H	X21M	X21P
		28MHzバンド	X28H	X28M	X28P
		50MHzバンド	X50H	X50M	X50P
		144MHzバンド	X144		
		430MHzバンド	X430		
		1200MHzバンド	X1200		
		2400MHzバンド	X2400		
		5600MHzバンド	X5600		
		10. 1GHzバンド以上 (注9)	X10G		
		シルバー(注6, 9)	XS		
		SWL (注2, 9)	XSWL		
マルチオペ (注11)	オールバンド	XMAH	XMAM		
	2波 (注7, 9)	<u>XM2</u>			
	ジュニア (注2, 8, 9)	XMJ			

(注1)～(注11)(省略)

5. 交信方法

(1)呼び出し

- ①電話の場合 CQ コンテスト (または CQ JA コンテスト)
- ②電信の場合 CQ TEST (または CQ JA TEST)

(2)コンテストナンバー交換

次のナンバーを交換する。

- ・ RST 符号による相手局のシグナルレポート
- ・ 自局の運用場所を示す別表の市、郡、区ナンバー
(例えば、区で運用する場合は市ナンバーではなく、区ナンバーとする)
- ・ 空中線電力を表すアルファベット 1 文字(注1)

(注1) 空中線電力別の記号 (アルファベット) ならびに種目コードとの関連は、次のとおり。

空中線電力 ()内は50MHzのとき	記号	種目コード
100W超	H	H
10W(20W)を超え100W以下	M	M
5Wを超え10W(20W)以下	L	
5W以下	P	P

[例1][例2] (省略)

6. 共通規約

- (1)クロスバンドによる交信を禁止する。
- (2)コンテスト中の運用場所の変更を禁止する。ただし(3)の場合を除く。
- (3)コンテスト参加の目的で常置場所を離れ移動運用する局かつシングルオペに限り、運用開始時のマルチプレイヤー内の運用場所変更を認める。

- (4)シングルオペの同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。
- (5)マルチオペの同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。
- (6)レピータによる交信を禁止する。
- (7)コールサインもしくはマルチプライヤーを受信信号の周波数情報と共にオペレータに知らせるあらゆる技術、たとえば Web クラスタ、CW スキマー、リバースビーコンネットワークの使用を認める。
- (8)コンテスト期間中に自局の運用情報を Web クラスタにアップロードするセルフスポッティングや、携帯電話、メール、チャット、および SNS などのアマチュア無線以外の手段を用いて伝える行為、ならびにそれを依頼する行為を禁止する。
- (9)リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。すべてのリモート運用局は、局免許、オペレータ免許、および該当参加部門・種目のルールに従うこと。
- (10)送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。
- (11)コンテスト終了後にログを修正することを禁止する。ただし、誤入力の修正、電子ログのフォーマット変更や手書きログを電子ログ化する作業はこれに含まれない。
- (12)一つのコールサインで複数の部門・種目にログを出すことを禁止する。
- (13)一人のオペレータが複数の異なるコールサインで運用し、それぞれのコールサインでログを提出することを禁止する。

7. 得点およびマルチプライヤー

(1)アマチュア局

①得点

- 第5項(2)に定めるコンテストナンバーの交換が完全に行なわれた交信を1点とする。
- 同一バンドにおける重複交信(同一局との2回以上の交信)(注):0点
- (注)電波型式が異なる場合の同一局との2回以上の交信も重複交信。

②マルチプライヤー

- 交信相手局の運用場所を示す異なる市、郡、区
- バンドが異なれば同一市、郡、区であっても異なるマルチプライヤーとする。

(2) SWL

①得点

- 送信および受信局のコールサインおよび送信局の送出したコンテストナンバーの受信:1点
- 同一バンドにおける重複受信(同一の送信局を2回以上受信することをいう)(注):0点
- (注)電波型式が異なる場合の同一の送信局との2回以上の受信も重複受信。

②マルチプライヤー

- 送信局の運用場所を示す異なる市、郡、区
- ただし、バンドが異なれば同一市、郡、区であっても異なるマルチプライヤーとする。

8. 総得点の計算方法

(1)オールバンドの場合

〔各バンドにおける得点の和〕 × 〔各バンドで得たマルチプライヤーの和〕

(2) シングルバンドの場合

〔当該バンドにおける得点〕 × 〔当該バンドで得たマルチプライヤー〕

9. 書類の提出

(1)電子ログによる場合

電子ログによる提出の場合、所定の様式で作成したデータをログ提出用 Web ページの指示に従ってアップロード、またはテキストメールとして提出先アドレスに送信する。

- (4)シングルオペの同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。
- (5)マルチオペの同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。
- (6)レピータによる交信を禁止する。
- (7)コールサインもしくはマルチプライヤーを受信信号の周波数情報と共にオペレータに知らせるあらゆる技術、たとえば Web クラスタ、CW スキマー、リバースビーコンネットワークの使用を認める。
- (8)コンテスト期間中に自局の運用情報を Web クラスタにアップロードするセルフスポッティングや、携帯電話、メール、チャット、SNS などのアマチュア無線以外の手段を用いて伝える行為、ならびにそれを依頼する行為を禁止する。
- (9)リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。すべてのリモート運用局は、局免許、オペレータ免許、および該当参加部門のルールに従うこと。
- (10)送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。
- (11)コンテスト終了後にログを修正することを禁止する。ただし、誤入力の修正、電子ログのフォーマット変更や手書きログを電子ログ化する作業はこれに含まれない。
- (12)一つのコールサインで複数の部門・種目にログを出すことを禁止する。
- (13)一人のオペレータが複数の異なるコールサインで運用し、それぞれのコールサインでログを提出することを禁止する。

7. 得点およびマルチプライヤー

(1)アマチュア局

①得点

- 第5項(2)に定めるコンテストナンバーの交換が完全に行なわれた交信を1点とする。
- 同一バンドにおける重複交信(同一局との2回以上の交信)(注):0点
- (注)電波型式が異なる場合の同一局との2回以上の交信も重複交信。

②マルチプライヤー

- 交信相手局の運用場所を示す異なる市、郡、区
- バンドが異なれば同一市、郡、区であってもマルチプライヤーとする。

(2) SWL

①得点

- 送信および受信局のコールサインならびに送信局の送出したコンテストナンバーの受信:1点
- 同一バンドにおける重複受信(同一局を2回以上受信することをいう)(注):0点
- (注)電波型式が異なる場合の同一局との2回以上の受信も重複受信。

②マルチプライヤー

- 送信局の運用場所を示す異なる市、郡、区
- ただし、バンドが異なれば同一市、郡、区であってもマルチプライヤーとする。

8. 総得点の計算方法

(1)オールバンドの場合

〔各バンドにおける得点の和〕 × 〔各バンドで得たマルチプライヤーの和〕

(2)シングルバンドの場合

〔当該バンドにおける得点の和〕 × 〔当該バンドで得たマルチプライヤーの和〕

9. 書類の提出

(1)電子ログによる場合

電子ログによる提出の場合、所定の様式で作成したデータをテキストメールとして提出先アドレス(acag@jarl.org)に送信する。

記憶媒体(USB、メモリなど)による提出の場合、サマリーシートはJARL 制定のものに必要事項を記入し、ログシートのデータを記憶媒体でお送りください。(記憶媒体の返却を希望する場合は返送先の住所・氏名を記載し、必要な料金の切手を貼った封筒を同封してください)。

(2)紙ログによる場合

JARL 制定の「サマリーシート」および「ログシート」(または同形式のもの、A4 判)を使用し、必要事項を記入して提出する。また、紙によるログ・サマリーは、記入項目がすべて手書きであり、交信局数(SWL の場合は受信した送信局数)が 100 局までのログのみを受け付けることとする。

(3)記入内容は種目に応じて、次のとおりとする。

①マルチオペの場合:全オペレータのコールサイン(コールサインがない場合は氏名)、および年齢(ジュニアのみ)を JARL 電子ログ形式では(MULTIOPLIST)に記入する。

紙ログの場合はサマリーシートの意見欄に明記すること(同欄に全部記入できない場合は、サマリーシートの裏面または別紙に記入する)。

2 波の場合は、交信ごとに送信波系列が分かるようにすること、または 2 系列の送信波ごとに時間順に並べること。

②ニューカマーの場合:局免許年月日を JARL 電子ログ形式では(LICENSEDATE)に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記する。

③シルバーの場合:年齢を JARL 電子ログ形式では(AGE)に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記すること。

④時間は JST を使用する。

⑤チェックログとして提出する場合には、参加部門種目コードナンバーの欄に CHECKLOG と記載する。

⑥エントリー種目以外の交信データはエントリー種目の交信データと一緒に提出すること。エントリー種目以外の交信データはログ審査時に得点対象外として扱うため CHECKLOG 等の表示は不要とする。

(4)入賞対象局について、次に掲げる資料等の提出を求める場合がある。

① 交信または受信時に記入したログ(オリジナルログ)

② 送信機の名称、測定出力など運用時のデータ

③ マルチオペ種目のオペレータの無線従事者資格の確認資料(無線従事者免許証のコピー)

④実際の運用状況等、ログ審査に必要とコンテスト委員会が判断した情報

(5)提出締切日 コンテスト終了日から 10 日後必着

(6)提出先

①電子ログを Web からアップロードする場合 <https://contest.jarl.org/upload>

電子ログを E-mail で送信する場合 acag@jarl.org

②郵送の場合 〒170-8073 JARL 全市全郡コンテスト係

(7)個人情報の利用について

JARL は、収集した個人情報について、JARL の実施するコンテスト業務遂行(集計・審査・賞状発送・広報活動)のために利用する。

(8)入賞局ログデータの公開

入賞局のログデータを結果発表後に公開する。

コンテスト参加者は書類を提出することにより、入賞した場合に提出した交信ログ内容(サマリーシートの個人情報は除く)が公開されることに同意したとみなす。

10. 賞

(1)各種目の書類提出局には、その局数の 10%以内でかつ最大 7 位までの順位の JARL 会員局に電子化した賞状を贈る。ただし、シングルオペ 50MHz バンド種目については、コールエリアの提出局数とする。

なお、出力別に分かれている種目では、最初に種目コード H・M・P 全体を通じての局数に応じて、次に M・P 全体を通じての局数に応じて、最後に P だけの局数に応じて、それぞれ入賞者を選出する。重複した場合はその旨を賞状に併記することとする。

(2)シングルオペ 50MHz バンド以上の種目を除く各種目のコールエリア第 1 位の JARL 会員局に電子化した賞状を贈る。

(3)シングルオペ 50MHz、144MHz、430MHz バンドの各種目については、全国第 1~3 位の JARL 会員局に電子化した賞状を贈る。

(2)紙ログによる場合

JARL 制定の「サマリーシート」および「ログシート」(または同形式のもの、A4 判)を使用し、必要事項を記入して提出する。また、紙によるログ・サマリーは、記入項目がすべて手書きであり、交信局数が 100 局までのログのみを受け付けることとする。

(3)記入内容は種目に応じて、次のとおりとする。

①マルチオペの場合:全オペレータのコールサイン(コールサインがない場合は氏名)、および年齢(ジュニアのみ)を JARL 電子ログ形式では(MULTIOPLIST)に記入する。(JARL Web 電子ログサマリー作成ページでは「マルチオペ、ゲストオペ

の場合の運用者のコールサイン(氏名)」、紙ログの場合はサマリーシートの意見欄に明記すること(同欄に全部記入できない場合は、サマリーシートの裏面または別紙に記入する) 2 波の場合は、交信ごとに送信波系列が分かるようにすること、または 2 系列の送信波ごとに時間順に並べること。

②ニューカマーの場合:局免許年月日を JARL 電子ログ形式では(LICENSEDATE)に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記すること。

③シルバーの場合:年齢を JARL 電子ログ形式では(AGE)に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記すること。

④時間は JST を使用する。

(4)入賞対象局について、次に掲げる資料等の提出を求める場合がある。

① 交信または受信時に記入したログ(オリジナルログ)

② 送信機の名称、測定出力など運用時のデータ

③ マルチオペ種目のオペレータの無線従事者資格の確認資料(無線従事者免許証のコピー)

(5)提出締切日 コンテスト終了日から 10 日後必着

(6)提出先

①電子ログ(E-mail)による場合 acag@jarl.org

②郵送の場合 〒170-8073 JARL 全市全郡コンテスト係

(7)個人情報の利用について

JARL は、個人情報を取得した際の利用目的の範囲内で JARL の実施するコンテスト業務遂行(集計・審査・賞状発送)のために利用する。

10. 賞

(1)各種目の書類提出局には、その局数の 10%以内でかつ最大 7 位までの順位の JARL 会員局に賞状を贈る。ただし、シングルオペ 50MHz バンド以上の種目については、コールエリアの提出局数とする。

なお、出力別に分かれている種目では、最初に種目コード H・M・P 全体を通じての局数に応じて、次に M・P 全体を通じての局数に応じて、最後に P だけの局数に応じて、それぞれ入賞者を選出する。重複した場合はその旨を賞状に併記することとする。

(2)シングルオペ 50MHz バンド以上の種目を除く各種目上位 25%以内にあるコールエリア第 1 位の JARL 会員局に賞状を贈る。ただし、(1)の賞状を贈る局に対しては、この賞状は発行しない。

(3)シングルオペ 50MHz、144MHz、430MHz バンドの各種目については、全国第 1~3 位の JARL 会員局に賞状を贈る。

(4) (1)~(3)について、紙の賞状発行を希望する局は所定の手順で申請すること。

11. 失格事項

(1)ログシートに記載されている交信局(SWLの場合はログに記載した送信局および受信局)のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載が認められた場合は失格とする。

(2)この規約に定める事項に違反した場合は、コンテスト審査において処分を決定する。
この処分とは、減点、警告、エントリーのチェックログへの移行、失格等を言う。

(3)(1)、(2)およびコンテスト結果に対して異議の申し立てを受け、裁定の結果失格となった局は、失格の日から3年間はJARL主催コンテストに参加しても入賞を認めない。失格の局は、コールサインおよび失格の理由をWebサイトに発表する。

12. JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(マルチオペ局1局およびSWLを除くシングルオペ局)から申告された総得点をもって、登録クラブ種別ごとに順位を決定する。クラブ対抗に提出できるマルチオペ局のオペレータ(ゲストオペレータを含む)の半数以上はそのJARL登録クラブの構成員であること。

JARL登録クラブについて、審査に必要な資料等の提出を求める場合がある。

13. 結果発表

翌年2月頃を予定(JARL Web)

11. 失格事項

(1)ログシートに記載されている交信または受信局のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載が認められた場合は失格とする。

(2)この規約に定める事項に違反した場合は、コンテスト審査において処分を決定する。
この処分とは、減点、警告、エントリーのチェックログへの移行、失格等を言う。

(3)(1)、(2)及びコンテスト結果に対して異議の申し立てを受け、裁定の結果失格となった局は、失格の日から3年間はJARL主催コンテストに参加しても入賞を認めない。失格の局は、コールサインおよび失格の理由をJARL NEWSに発表する。

12. JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(マルチオペ局1局ならびにSWLを除くシングルオペ局)から申告された総得点をもって、登録クラブ種別ごとに順位を決定する。

13. 結果発表

翌年2月頃を予定(JARL NEWS、JARL Web等)